⑹　Contact point for tender documentation : Accounting Division, Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 4―1―76 Otemae, Chuo-ku, Osaka, 540―8559 Japan. TEL 06―6949―6206

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年7月1日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社　東京支社
東京支社長　高松　隆久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　湯船原トンネル工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）静岡県駿東郡小山町湯船
至）静岡県御殿場市神場
⑷　工事内容　本件は、トンネル掘削工事（１ヶ所（２チューブ）―延長約1,600m）を含む延長約3,400m（土工量約77万㎥）の土木工事である。
⑸　工事概算数量
土工量　約77万（道路掘削：約230千㎥、盛土工：約240千㎥、ずり処理工：約300㎥）
溝渠工　９基
橋台・橋脚　14基
基礎工　約1,000m（ベノト杭φ1.0m～2.0m）
トンネル　本坑　約3,200m　内空断面積73.0㎡（上り線：約1,600m、下り線：約1,600m）
⑹　工期　契約締結の翌日から1,710日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約61,900㎥
鉄筋　約3,100ｔ
型枠　約64,700㎡
ロックボルト　約39,000本
鋼アーチ支保工　約3,200基
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,600点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,600点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上で施工延長1,200m以上の道路トンネル工事（複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長600m以上の道路トンネル工事（複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。）
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功（完了）認定された次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験に対して提出できる工事経験は１名につき１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
求める経験
ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長600m以上の道路トンネル工事（複数の道路トンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）
⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。